

## 「県民参加の森林づくり事業」の実施に当たっての留意事項

- ① 事業期間は単年度とし、当協会の会計年度内(7月1日～6月30日)でかつ4月30日までに事業を完了見込みのものに限る。
- ② 助成金は30万円以内とする。
- ③ 植栽樹種は、地域に生育している郷土樹種を原則として植栽する。
- ④ ツツジ、サツキ等の低花木だけの植栽は不可、中高木との構成での植栽とする。
- ⑤ 植栽本数は10本以上(補植、移植は認めない)。1本当たりの単価は5,000円以下(税込み)のものに限る。
- ⑥ 植栽樹種の見積りについては、2社以上の専門業者の見積書(樹種毎、規格を明示)を添付すること。
- ⑦ 事業実施個所の土地所有者の同意書を添付すること。
- ⑧ 事業実施後は標柱を設置すること。
- ⑨ チラシやホームページでの「緑の募金」広報に使用するため、事業実績報告書添付の写真の使用については、ご了承願います。また、必要に応じて写真データの提供についてご協力をお願いします。支障がある場合はお知らせ願います。